特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
	児童福祉法による保育士の登録に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、保育士の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシ一等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

/\ =	
//\==	_
'/Y'AV	

項目一覧

Ι	基本情報	
п	特定個人情報ファイルの概要	
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目	
ш	リスク対策	
IV	開示請求、問合せ	
v	評価実施手続	
(別添2) 変更箇所		

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

②事務の内容

児童福祉法による保育士の登録に関する事務

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、資格の登録、管理などの事務を行う。国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。

■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)

i.資格情報の登録

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本合帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii 登録情報の訂正 変更

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

iii.資格の停止・取り消し

資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新 する。

iv 資格の削除

オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。

ii.入出金管理

各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii 統計処理 集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.デジタル資格証発行(オンライン)

資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii...資格証の発行・再発行(紙)

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)

登録事務処理センターが保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。

<選択肢>

③対象人数

10万人以上30万人未満

1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満

2)1,000人以上1万人未満4)10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 国家資格等情報連携・活用システム 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ■「管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有) i 資格管理者等が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理等を可能とする。 ii.資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等 を可能とする iii.マイナンバーを含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切な アクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。 ■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有) i.資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファ イルの添付等を可能とする ii.資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・ 提出を行うことを可能とする iii.資格管理者等はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受 付、申請データの受領等を可能とする iv オンライン申請の際に作成されるマイナンバーを含む資格情報については国家資格等情報連携・ 活用システムへ連携された後にマイナポータルからは削除される。 ■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i.資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする ■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i.資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格 に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする ii.資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行っ た際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。 Ⅲ 資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報として の資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする ⅳ.資格管理者等において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等 を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする ■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱有) i.既存の資格管理者等が保有する資格登録等に関するシステムと連携を可能とする。(特定個人情報 を含む資格情報のデータ連携機能) ii.その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする ②システムの機能 ■「住基ネット連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有) .資格管理者等が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、 住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。又本人確認情報を基にマイナンバーの 取得を可能とする ii.資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる ■「中間サーバー機能(戸籍連携機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有) i 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。 ii. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会 及び情報の受領を行う iii 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム及び住民基本台帳システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 iv 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。 v データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、符号取 得のための情報等について連携する。 vi. セキュリティ管理機能 vii. 職員認証 権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 viii. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 ■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無) i.資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする ii 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする 「 **○**]情報提供ネットワークシステム | | 庁内連携システム [O]住民基本台帳ネットワークシステム] 既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続] 宛名システム等 [O]その他 (「e-gov」、「マイナポータル」、「保育士登録システム、保育士登録者検索)システム」

システム2~5			
システム2			
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 1. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会 要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 本人確認端末(専用端末)において入力されたマイナンバーもしくは4情報(氏名、住所、性別、生年 月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を 画面上に表示する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム		
	[〇]その他 (国家資格等情報連携・活用システム)		
システム3			
①システムの名称	マイナポータル(情報提供等記録開示システム)		
②システムの機能	【国家資格等情報連携・沽用ンステムに係る部分】 (1)申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有) ・申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする ・申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等に申請・提出を行うことを可能とする ・資格管理者等は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする (2)資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする ・資格管理者等において、資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。 ・資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする。 ・資格管理者等において、資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする ・資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする ・資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする ・資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (国家資格等情報連携・活用システム)		

システム4			
①システムの名称	保育士登録システム、保育士登録者検索システム		
②システムの機能	1. 保育士登録システム ・各種申請者名簿作成(新規・書換え・再交付) ・保育士登録簿、保育士資格喪失者名簿、保育士登録取消者名簿の作成 2. 保育士登録者検索システム ・申請受付状況に関する照会対応 ・申請書類受付処理 ・保育士証交付		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (国家資格等情報連携・活用システム)		
システム5			
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			
3. 特定個人情報ファイル	名		
保育士登録簿ファイル			
4. 個人番号の利用 ※			
- 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番8 - 住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の2 - 住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番8の2			
5. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番10		
6. 評価実施機関における担当部署			
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課		
②所属長の役職名	次世代育成課長		
7. 他の評価実施機関			
7. 他の評価実施機関			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 保育士登録簿ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル <選択肢> < 選択股 > 1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 ③対象となる本人の範囲 ※ 保育士資格の登録者 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため。また、 その必要性 必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ④記録される項目 100項目以上] 識別情報 [O] 個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) • 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康•医療関係情報 主な記録項目 ※ []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []医療保険関係情報 []生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報 []雇用 労働関係情報 []年金関係情報 []学校 教育関係情報 []災害関係情報 [O]その他 (資格仮名ID-マイナポータル仮名ID,資格情報、本籍情報) 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用し その妥当性 て特定個人情報を取得するため。本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有 することができる。 全ての記録項目 別添1を参照 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日 5保有開始日 から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 ⑥事務担当部署

3. 特定個	3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人	
		[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元	v	[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団情報システム機構、法務省)	
10人于元	**	[]地方公共団体・地方独立行政法人 (
		[]民間事業者 ()	
		[] その他()	
		[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方法	£	[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム	
(C)八十万元	4	[〇] 情報提供ネットワークシステム	
		[]その他()	
		【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 資格登録者の適切な管理を行うため。	
_	使用部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	
④使用の主	E体	<選択肢>	
⑤使用方法		【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。	
1	青報の突合	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。	
		デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 システムの運用等業務	
①委	托内容	国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務	
②委	託先における取扱者数	〈選択肢〉 10人以上50人未満 10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
③委	托先名	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 *調達結果が判明次第記載する。	
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(二)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(木)及び(へ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所(ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額(ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報(ニ)その他委託者が求める情報(ホ)受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容(へ)再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法また、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。	
	⑥再委託事項	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。	
委託	事項2~5		
委託	事項2	児童福祉法による保育士の登録に関する事務	
①委	托内容	保育士の登録に関する申請書類の受付、登録簿の作成、保育士証の交付等に係る事務	
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 10人未満 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上50人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
③委	托先名	登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会)	
	 ④再委託の有無 ※ 	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 会託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(二)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(へ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとする。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属 (二) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容(へ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。	
	⑥再委託事項	上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。	

委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている ()件 [] 移転を行っている ()件 [O] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	
⑦時期·頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報	<選択肢>	
④移転する情報の対象となる本人の数	(25.10.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] スの他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】

イ)クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、 ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドのいずれかの認証を取得していること
- ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な 対策が講じられているサービスであること。
- 契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できな いように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものであること。 ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条 件を満たしていること

ロ)オンプレミス環境においては、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、運用環境(データ センター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内 映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。

- ハ)電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体 管理簿に記入する。
- 二)電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外 から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。

【登録事務処理センターへの委託に係る部分】

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の物理的安全管理措置 及び技術的安全管理措置を講じる。

(物理的安全管理措置)

- •特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

(技術的安全管理措置)

- アクセス制御
- ・アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- ・漏えい等の防止

7. 備考

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

仮名	名情報			
1	資格仮名ID			
2	マイナポータル仮名ID			
名簿	情報			
3	進達県(数値)			
4	登録番号			
5	登録年月日(元号)			
6	登録年月日(年)			
7	登録年月日(月)			
8	登録年月日(日)			
9	本籍地、国籍(数値)			
10	氏名(姓)(5文字)			
11	氏名(名)(10文字)			
12	フリガナ(姓名)(20文字)			
13	旧姓/通称(姓名)(20文字)			
14	生年月日(元号)			
15	生年月日(年)			
16	生年月日(月)			
17	生年月日(日)			
18	性別(男・女)			
19	訂正事由			
20	訂正年月日(元号)			
21	訂正年月日(年)			
22	訂正年月日(月)			
23	訂正年月日(日)			
24	再交付理由			
25	再交付年月日(元号)			
26	再交付年月日(年)			
27	再交付年月日(月)			
28	再交付年月日(日)			
29	喪失取消名称停止理由			
30	喪失取消名称停止年月日(元号)			
31	喪失取消名称停止年月日(年)			
32	喪失取消名称停止年月日(月)			
33	喪失取消名称停止年月日(日)			
34	資格要件			
35	資格要件該当年月(元号)			
36	資格要件該当年月(年)			
37	資格要件該当年月(月)			
38	受験地(数値)			
39	受験番号			
40	写真			
41	住所			
42	住所(都道府県)			
43	住所(市町村)			
44	卒業した施設の名称			
45	保育士試験合格通知書番号			

<u> </u>	加到桂根四人外田
	、確認情報照会結果ファイル
46	要求レコード番号
47	提供事務区分
48	個人番号提供事務区分
49	対象者識別情報
50	照会対象期間(開始年月日)
51	照会対象期間(終了年月日)
52	照会基準日
53	消除者の要否
54	対象者住民票コード
55	対象者氏名(漢字)
56	対象者氏名(かな)
57	対象者生年月日
58	対象者性別
59	対象者住所
60	対象者住所(市町村コード)
61	対象者個人番号
62	予備
63	処理結果コード
64	照会結果レコード数
65	照会結果レコード連番
66	照会一致項目
67	異動有無
68	生存状況
69	変更状況
70	住民票コード
71	氏名(漢字)
72	氏名(かな)
73	生年月日
74	性別
75	住所
76	個人番号
77	異動事由
78	異動年月日
79	外字情報(氏名外字数)
80	外字情報(住所外字数)
81	外字データレコード数
82	市町村コード
83	不参加団体対象フラグ
84	検索パターン番号
85	旧氏(漢字)
86	旧氏(かな)
87	旧氏外字数
88	予備

戸籍	· 関係情報
89	情報提供起点日
90	戸籍異動日
91	戸籍異動事由区分
92	本籍コード
93	出生地
94	国籍取得日
95	取得事由区分
96	国籍喪失日
97	喪失事由区分
98	国籍の得喪の取消し・無効日
99	国籍の得喪の取消し・無効区分
100	死亡日
101	死亡事由区分
102	死亡の取消し・無効日
103	死亡の取消し・無効区分
104	死亡日の不詳・推定区分
個人	番号関係情報
105	個人番号
106	機関別符号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

保育士登録簿ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】

【オンライン申請からの入手】

- ・申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード 入力による本人確認を完了した後に行うため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。

【窓口等における紙での申請からの入手】

- ・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。

【地方公共団情報システム機構からの入手】

①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合

・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。

リスクに対する措置の内容

- ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行う ため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・処理については定期に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・システムにおいて、決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。
- ②本人確認端末(専用端末)から入手する場合。
- ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・本人確認端末(専用端末)は、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期に照会処理の記録を確認し、提出された申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないてことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。
- ・専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、必要な情報のみ取得できるようにシステムにて制御を行う。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】

- ■個人番号と直接紐付く情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。
- ■システム的に以下のアクセス制御等の措置を講じることにより、個人番号が他の事務システム等と 紐付かない仕組みとしている。

・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータルの登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報等は、マイナポータルに保管されない。

リスクに対する措置の内容

・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。

・住民基本台帳ネットワークと連携を行う住基連携サーバについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。

【各資格管理者ごとに記載する部分】

- ■登録事務処理センターが保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムとの連携は、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要の無い情報との紐付けが行えない仕組みとしている。
- ■住民基本台帳ネットワークとの連携については専用端末(本人確認端末)においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行う。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 2) 十分である
- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

アスプログログス 日 (70 Mの長、アプログログスの Mの長 47 TE の プローエー 区内によるの アスプ

ユーザ認証の管理

[行っている]

<選択肢> 1) 行っている

2) 行っていない

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】

情報システム責任者及び情報システム管理者(以下「情報システム責任者等」という。※)【各資格管理者を想定】は、「国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う(以下、リスク2において同様)。(1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザアカウントを割り当てる。(2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。

情報システム責任者等は以下の作業を行う。

- (1)従事者用ユーザーアカウントを作成する。認証方式については、原則としてIDとパスワードを用いた 認証方法とする。
- (2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てる。
- (3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。

具体的な管理方法

(4)従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるように する。

- (5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザー認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。
- (6)国家資格等情報連携・活用システムにアクセスできる端末を制限する。
- (7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。
- (8)従事者が利用する端末のOS等で初期設定されているIDのパスワードについて、初期設定時に変更 または無効化する。
- ※神奈川県の情報システム責任者及び情報システム管理者を指す。
- 【住基連携サーバ及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】
- ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。
- ・システムヘアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ特定個人情報を取り扱うことができるように利用者ごとにIDを割り当てる。
- ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。

その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[十分である	1) 年	択肢> 寺に力を入れている 果題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけ	けるその他のリスク及びそのリス	スクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイル	ルの取扱いの委託			[]委託しない
リスク: 委託先における不	正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人 報ファイルの取扱いに関する 規定			択肢> Eめている	2) 定めていない
規定の内容	託内容などの見直しを検討する。 「登録事務処理センターへの ・秘等時義務・事業個人性・特定的の特定個人性・特定のの場合の ・特定個人情報のものを ・再表記・事終する条件・ ・漏えい事を終する等後のを ・選託事をが後の監にの ・延約に対の遊びに明確。 ・契約にのする。 ・契約にのは ・調えい、滅失、る ・調えい、滅失、る ・調えい、滅対の記録の提供地 ・っまに、 ・っと、 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。	情報の持止 場合情報の禁奏の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	止任任 任 規定 規定 が止策 んだ内容の実施の程 】 止任 には廃棄 規定	度を把握した上で、必要に応じて委

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 担保	<選択肢> 「 十分に行っている						
具体的な方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。 ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。 【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。 ・再委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	「 +分である 3) 課題が残されている 2) 十分である						
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない						
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	<選択肢> 1)定めている 2)定めていない						
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 国家資格等情報連携・活用システムの利用者認証及び権限管理機能では、ログイン時の利用者認証 のほかに、ログイン及びログアウトを実施した利用者、時刻並びに操作内容の記録が実施されるた め、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証 発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリ スクに対応している。 リスクに対する措置の内容 |②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ |アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情 報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用す るもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

リスクへの対策は十分か

<選択肢>

<選択肢> 特に力を入れている 3) 課題が残されている

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報へのアクセス制御を行う機能。

十分である

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作 内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

]

- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに 対応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総 合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスク

極小化する。

7. 特	持定個人情報の保管∙	消去					
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事 問知	故発生時手順の策定・	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている
施機関	去3年以内に、評価実 別において、個人情報に 東大事故が発生した	Г	発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	て他核 を資料	のデータを 配架コープ	削除せず、 トーへ誤配st	非表示とし にした。③令	たまま送信してしまった。②	に電子メールで送信する際に、誤っ 令和3年9月に職員が、議会便覧 ンパソコンがマルウェアに感染し、 出した。
	再発防止策の内容	情報の して良 審メー)含まれる{ いものなの ルの取扱し	冊子の取扱()か内容の確 いにかかるタ	いについて 建認を複数耶 対応手順の	庁内管理体制を再整備し、 ₃ 員で徹底することとした。	でチェックすることとした。②個人 冊子等の配架にあたっては、配架 ③受託事業者の方で、従業員の不 で使用するパソコンのウイルス対
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリ	スク及びそ	のリスクに	対する措置	
_							

8. 監査								
実施の有無 [〇]自己点検 []内部監査 []外部監査] 外部監査				
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行って	こいる 2) 十分に行っている		
	具体的な方法	【国家資格等情報連携・活用シ 「国家資格等情報連携・活用シ 務従事者等の当該システムの 【登録事務処理センターへの3 特定個人情報が適正に取り扱	ノステュ 利用で 気託に	ムの利用にあたった管理し、必要なり 係る部分】	監督をする。	頁(規約)」に同意のうえ、適切に事 必要かつ適切な監督を行う。		

10. その他のリスク対策

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、 障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

【登録事務処理センターへの委託に係る部分】

特定個人情報を適切に取り扱い、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」 にて示されている以下の安全管理措置を踏まえ、適切な対応をとることができる体制を構築する。

<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応>

- ①組織内における報告及び被害の拡大防止
- ②事実関係の調査及び原因究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

IV 開示請求、問合せ

Islana Bilana A Tra III					
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 又は 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111				
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への 不記載等	_				
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課子育て支援人材グループ 電話 045-210-4687				
②対応方法	問合せを受けた場合、記録を残し、関係法令により、適切に対応する。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]			
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日·期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検 【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1					